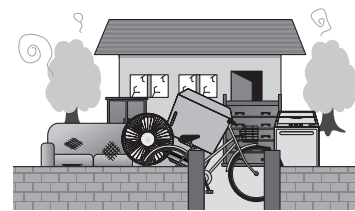


# 空き家などの管理は所有者の責務です！



問 建築課建築行政係 ☎(95)9907

空き家やその敷地の付属物が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者がその責任を問われ、訴訟となることもあります。倒壊や建築材の飛散、雑草・雑木の放置による害虫発生などが起こらないよう、近くに住む人の身になって定期的な管理を行いましょう。ご自身で定期的な管理がしきれないと感じたら、少しでも早めに業者(碧南市シルバー人材センター☎(46)3703など)や知り合いなどに管理を依頼しましょう。また、建築課でも空き家相談窓口を設置しています。

## ■ 市空き家等対策補助制度を実施しています

### ● 空き家等除却費補助

予定件数 10件

補助金 上限40万円(解体費の5分の4)

老朽化が著しく倒壊のおそれや外壁・屋根などの部材の飛散により、周辺の住民に危害を及ぼす可能性のある空き家を除却し、更地とする工事費用の一部を補助します(事前に建築課の判定が必要)。

### ● 空き家改修費補助

予定件数 1件

補助金 上限100万円(改修費の3分の2)

市外在住の人で、空き家バンクに登録された住宅を利用し本市へ移住、定住予定の方は、住宅の改修費の一部を補助します。耐震性の確保など条件があります。

### ● 空き家登記登録費補助

予定件数 1件

補助金 上限10万円(登記費用)

空き家バンク登録を条件に土地・建物の登記費用の一部を補助します。詳しくは、建築課までお問い合わせください。

## ■ 空き家に関する情報をお寄せください



- ・人の出入りが無い
- ・電気、ガスなどのメーターが撤去された
- ・一人で暮らしていた住人が施設入所、入院、死亡などで住まなくなった
- ・家族そろって引っ越したと聞いた

さまざまな理由で使用されなくなった建築物の所在地や外観などをお知らせください。状態がよくない場合は、現地調査を行います。

## ■ 建築物の将来も考えましょう

今、空き家を所有していない人も他人事ではありません。今は親族が住んでいる家も、将来は空き家となり、あなたが所有者となるかもしれません。今あなたが住んでいる家も、引き続き住む人がいなければ空き家になるかもしれません。住んでいる人の将来と合わせて、建築物の将来も考えましょう。

## ■ 空き家の発生を抑制するための特例措置

被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した人が当該家屋または取壊後の土地について、相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一定の要件を満たす譲渡をした場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。詳しくは刈谷税務署または国土交通省ホームページで確認してください。

特例措置の適用を受けるための必要書類である「被相続人居住用家屋等確認書」の交付は、空き家の所在地の市町村で行っています。市内の空き家が対象の場合は、建築課へ申請書類を提出してください。申請から交付まで1週間程度かかります。できる限り事前にご相談ください。